

平成 2 2 年第 4 回尾鷲市議会定例会会議録

平成 2 2 年 1 1 月 2 9 日（月曜日）

議事日程（第 1 号）

平成 2 2 年 1 1 月 2 9 日（月）午前 1 0 時開会

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 6 4 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）の議決について |
| 日程第 4 | 議案第 6 5 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について |
| 日程第 5 | 議案第 6 6 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について |
| 日程第 6 | 議案第 6 7 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）の議決について |
| 日程第 7 | 議案第 6 8 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 3 号）の議決について |
| 日程第 8 | 議案第 6 9 号 | 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 7 0 号 | 尾鷲市漁港管理条例の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 1 号 | 尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について
（提案説明、審議留保） |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 2 号 | 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 3 号 | 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 4 号 | 職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 1 4 | 議案第 7 5 号 | 尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
（提案説明、質疑、委員会付託） |
| 日程第 1 5 | 諮問第 3 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について
（提案説明、質疑、採決） |
| 日程第 1 6 | 報告第 1 4 号 | 須賀利巡航船有限公司の平成 2 2 年度決算及び平成 |

23年度事業計画等について

(報告、質疑)

日程第17 議案第72号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について

日程第18 議案第73号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

日程第19 議案第74号 職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第20 議案第75号 尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

(質疑、討論、採決)

出席議員(14名)

1番 北村道生議員	2番 内山鉄芳議員
4番 田中勲議員	5番 三林輝匡議員
6番 神保美也議員	7番 南靖久議員
8番 三鬼和昭議員	9番 與谷公孝議員
10番 大川真清議員	11番 濱中佳芳子議員
12番 三鬼孝之議員	13番 高村泰徳議員
15番 中垣克朗議員	16番 真井紀夫議員

欠席議員(2名)

3番 端無徹也議員	14番 濱口文生議員
-----------	------------

説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	横 田 浩 一 君
会計管理者兼出納室長	宮 本 忠 明 君
市長公室長	仲 明 君
市長公室参事	川 口 拓 也 君
総務課長	三 木 正 尚 君

防災危機管理室長	川口明則君
税務課長	奥村和俊君
福祉保健課長	大倉良繁君
環境課長	野田耕史君
市民サービス課長	南進君
建設課長補佐	内山康樹君
新産業創造課長	奥村英仁君
水産農林課長	小倉宏之君
水産農林課参事	上田敏博君
水道部長	佐々木進君
尾鷲総合病院事務長	諦乗正君
尾鷲総合病院総務課長	中森將人君
尾鷲総合病院医事課長	世古讓治君
教育委員長	平山豊君
教育長	畑中伸稔君
教育委員会教育総務課長	大川一文君
教育委員会生涯学習課長	川端直之君
教育委員会学校教育担当調整監	内山善嗣君
監査委員	濱田俊次君
監査委員事務局長	濱野薫久君

議会事務局職員出席者

事務局長	山本和夫
議事・調査係長	竹平專作
議事・調査係主査	岩本功

〔開会 午前10時00分〕

議長（南靖久議員） これより平成22年第4回尾鷲市議会定例会を開会いたします。
開会に当たり、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方には、大変お忙しい中、平成22年第4回定例会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会には、平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてを始めとする議案12件と、人権擁護委員候補者の推薦についての諮問1件及び須賀利巡航船有限会社の平成22年度決算及び平成23年度事業計画等についての報告1件を提出させていただきました。何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（南靖久議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

よって、会議は成立をいたしております。

本日の欠席通告者は、14番、濱口文生議員は病気のため、3番、端無徹也議員と5番、三林輝匡議員は所用のため欠席であります。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において8番、三鬼和昭議員、9番、與谷公孝議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から12月14日までの16日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月14日までの16日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第64号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」から、日程第10、議案第71号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」までの計8議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました8議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 平成22年第4回定例会の開会に当たり、議案についてのご説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様への深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、第6次尾鷲市総合計画策定に伴う市政懇談会についてであります。

第6次総合計画の策定につきましては、公開と参加を基本とし、審議会や市民会議に広く公募枠を設けて、多くの市民の皆様にご参加をいただき、協議を行っているところですが、審議会や市民会議にご参加いただけない皆様の全市的、また、地域的な課題の把握や、健康・福祉を始め、農林水産業、雇用、ふれあいバスなど市政に対するご意見をいただくため、10月から11月にかけて、市内13地区におきまして市政懇談会を開催させていただきました。懇談会には約450名の皆様にご参加をいただき、市政に対する貴重なご意見やご要望を聞かせていただきました。ご参加いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

今後は、貴重なご意見を参考にさせていただき、市民の皆様とともに第6次尾鷲市総合計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、水産振興についてであります。

漁礁の製作に木材を利用して水産生物の集魚効果を向上させることは、豊かな漁場環境の保全・維持につながります。そのため、国におきましては、地域で産出される木材を活用し、製作が簡易で、かつ木材の利用率が高い増殖礁の技術開発及び実証を行うとともに、地域において継続的に木材を活用する体制を構築することを目的に、木材利用を促進する増殖技術開発事業が創設されました。また、本年8月に、この事業の地域版である地域で産出される木材を活用した増殖礁の実証事業の公募が行われました。

本市では、海と山の地域資源の連携と有効活用を図る絶好の事業であると考え、

これまで尾鷲市水産振興協議会及び市が実施していたアオリイカ産卵床に改良を加え、尾鷲ヒノキの間伐材と尾鷲産の花崗岩等を組み合わせた増殖礁を製作・設置し、アオリイカ及びイセエビの集魚や増殖に関する効果について検証するという案で応募したところ、9月30日に補助金交付候補者として選定されました。

本年度事業につきましては、10月12日に割り当て内示を受け、来年2月から3月にかけて、梶賀町地先に増殖礁を56基設置し、検証等を行うこととしており、事業費643万8,000円については、国から100%の支援が行われます。

なお、この事業は、本年度から平成26年度までの5カ年の計画で選定されておりますが、事業の実施については、単年度ごとに公募が行われ、採択を受けるものとなっております。今後は尾鷲湾等への増殖礁の設置とそれぞれの設置箇所における検証事業について応募を行っていく予定であります。本市の実施する事業は、製作やメンテナンスが簡易であるため、少ない投資で効果の高い人工増殖礁を設置できる可能性が高く、将来的にも水産資源の増大と木材の水産分野での利用拡大に資するものであると考えており、関係漁協や漁業者の皆様と連携し、林業関係者や県の研究機関と協力しながら本事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、農業振興についてであります。

本年度から5カ年の継続事業として、中山間地域直接支払制度の第3期対策が始まります。この制度は、急傾斜など農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続ける農業者の方々に対して交付金を交付する制度であります。本市では、天満地区で第1期対策から実施しており、今回の第3期対策につきましても、農業者と農事組合法人を合わせた17件、約23ヘクタールの農地の保有者と集落協定を締結しました。尾鷲甘夏の生産地として、今後も農業を継続していくために、農道や水路兼用道路等の維持管理、耕作放棄地の発生防止などを含めた集落ぐるみの活動を支援してまいります。

次に、獣害対策についてであります。

獣害対策につきましては、従前から野生動物を、人なれ、町なれさせないための地域住民が一体となった追い払い活動が重要と言われており、本市におきましても、講演会の開催や獣害対策パトロール員による追い払い活動の実践、アドバイス等を実施してまいりました。また、地域住民の方々におきましても、自治会単位で獣害対策研修会の要望をいただき、6月に座ノ下自治会、7月の茶地岡自

治会に続き、10月7日には新田黒淵自治会でもロケット花火発射機の作製を含めたサル被害対策研修会を実施したところであり、一定の効果が見えつつあります。

一方、先般の市政懇談会におきましても、輪内地区などからシカによる被害対策についてご要望をいただいております。シカの獣害対策が次の大きな課題になってきております。シカは夜間に行動することから、住民による追い払いの実施が難しく、現段階では猟友会による駆除以外に効果的な方法が見当たらない状況であります。今後、県や専門家等にもご指導を仰ぎながら、本市に適した対策方法を検討してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様におかれましても、今後ともご協力くださいますようお願いいたします。

次に、海洋深層水事業についてであります。

取水管損傷事故に係る改修整備事業工事の完了以降、順調に取水・分水を行っておりますが、今後、二度とこのような事故が起こらないよう、再発防止対策を十分に行う必要があります。取水管や送水管の敷設ルートを示すチラシによる内航船舶や漁業者への周知を行うとともに、湾内で停泊投錨する船舶の監視業務を地元小型船組合に委託し、船舶への注意喚起を促しております。また、悪天候時に避難してくる船舶に対して、投錨時に注意喚起を促すためには、標識ブイの設置など海域での防衛策も必要であることから、現在、その規模や仕様など具体的な検討を行っており、年度内の完成を目途に実施してまいります。

なお、事故の原因者と思われる船舶に対しましては、事故の原因究明及び復旧工事に要した費用約3億2,000万円を損害額とする損害賠償請求訴訟の作業を粛々と進めていることをご報告いたします。

次に、尾鷲よいとこスタンプ事業についてであります。

昨年6月から11月までの6カ月間、新つばき振興券事業を行い、また、年末大売り出し大抽選会など、市内での消費活動を活性化させる取り組みを行ってきました。本年、スタンプ事業を継続的に実施することにより、市内での消費活動をさらに盛り上げようとするものであります。事業の実施は、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会、尾鷲市商店会連合会等で組織された尾鷲よいとこスタンプ会が主体となって、市内64の事業者が加盟し、11月1日から開始しております。

スタンプ事業では、加盟各店舗でのお買い物100円ごとにスタンプを1枚お渡しし、400枚を集めると500円の金券として使えるほか、豪華な景品等が当たる抽選券になるなど、市内での買い物をより楽しくさせる効果があります。

また、加盟店では、スタンプによる独自のサービスやスタンプ2倍・3倍セール等を行い、集客を図るツールとしても利用価値の高いものであります。本市といたしましても、市内における消費活動の活性化につながるものと考えており、スタンプ事業を支援してまいります。

次に、尾鷲まるごとヤーヤ便事業についてであります。

昨年度から尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会と協働で取り組んでおります尾鷲まるごとヤーヤ便につきましては、昨年、今年と予想を上回る反響をいただき、900名を超える皆様に年4回、尾鷲の旬の特産品をお届けしておりますが、利用者の皆様から「年4回だと贈り物には難しい」、「好きな品や量を選んで取り寄せできるものがよい」などのご意見をいただき、これにおこたえする形で、「冬の特別便」として、ギフトにもご利用いただけるよう商品をピックアップし、12事業者の19の商品セットをご用意いたしました。尾鷲ならではの新鮮な魚介類から老舗の名物セットまで一同にカタログ掲載しました。12月15日までの受け付けとなっておりますので、本市としてもPRに努めてまいります。

次に、集客交流についてであります。

第8回熊野古道まつりは、10月24日、熊野古道センターをメイン会場として、市内の小学生チームのほか、東海3県と和歌山県の4県から43チームが参加し、約1,000人の躍動感あふれる演舞が繰り広げられ、大盛況のうちに幕を閉じました。また、今年で7回目となりました、おわせ海・山ツーデーウォークにつきましては、人気があった前回の特別コース須賀利・三木浦の両コースを常設コースとし、新しく「昔のバス道を歩く矢ノ川峠」・「賀田湾の絶景が一望できる梶賀峠」の二つの特別コースを設定しました。11月20日、21日に、三重県立熊野古道センターを主会場として開催したところ、北海道から熊本県まで全国34都道府県から延べ約1,000人の方にご参加をいただき、ご好評のうちに無事終えることができました。

沿道でのおもてなしやふれあい交流など、天満地区、矢浜地区、三木浦地区、須賀利地区並びに特別コースの梶賀地区を始め、多くの地域住民の皆様のご協力を賜り、大変有意義で効果的なものとなりました。両イベントにご参加いただいた皆様を始め、実行委員会、尾鷲商工会議所などのボランティアスタッフ、各関係機関の皆様にご心より敬意を表するとともに、深くお礼を申し上げます。

なお、10月30日、31日の2日間で、第26回全国尾鷲節コンクールを開催する予定でありましたが、台風13号の接近により、参加者の安全確保を最優

先に考え、大会の中止を決定いたしました。大会開催に向け、準備段階よりご尽力を賜りました実行委員会及び関係者の皆様には感謝を申し上げるところであります。

次に、健康づくりについてであります。

日本における子宮頸がんの年間患者数は約 8,500 人、死亡者数は約 2,500 人と報告されており、早急な対応が必要となっております。子宮頸がんは、20 歳から 30 歳代の出産世代に急増しているがんであり、その治療方法によっては妊娠の機会を失うこともあります。また、インフルエンザ菌 b 型、肺炎球菌の感染による細菌性髄膜炎は、5 歳未満の乳幼児において、日本で年間 500 人から 700 人が発症しており、集中治療を行っても 2% から 5% が死亡し、20% に大きな後遺症が残ると言われています。これらを予防するワクチンについては、多くの国で予防の効果が実証され、その有効性・安全性の高さから、本年 9 月時点において、WHO がすべての地域に向けて勧告を行っている予防接種に含まれております。

このような状況から、国においては、子宮頸がん予防ワクチン、インフルエンザ菌 b 型ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用の援助を行い、ワクチン接種を促していくこととしています。本市におきましても、これらの病気を予防することが非常に重要であると考え、ワクチン接種の費用負担を行うとともに、予防接種を呼びかけ、安心して子どもを産み育てる環境の整備に努めてまいります。

次に、地域医療についてであります。

尾鷲総合病院を取り巻く環境は厳しい状況ではありますが、本病院は、この地域にとってかけがえのない病院であります。現在、眼科におきましては常勤医師が不在で、三重大学医学部から非常勤医師の応援をいただき、月に 6 日から 7 日の診療を行っているところですが、平成 23 年 4 月 1 日から常勤の眼科医師 1 名が勤務していただける運びとなりました。現在、関西医科大学で勤務されているところですが、本病院では眼科部長として勤務していただきます。常勤医師の確保によって、毎日の診療だけではなく入院も可能となり、本病院の開設者として大変喜ばしいことでもあります。

また、本病院が三重大学医学部の高血圧症の研究病院に指定されたことから、三重大学医学部の登部長と三重大学医学部附属病院の竹田院長に本病院の顧問に就任していただくことになり、本病院での高血圧症の研究指導等を行っていただ

きます。このことから、医師の派遣も含め三重大学医学部の連携を深め、本病院をさらに維持・発展させていきたいと考えております。

次に、民生委員・児童委員についてであります。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、社会福祉の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努められております。本市におきましても55名の方をお願いをしており、その任期が本年11月までとなっています。そのため、区を始め、自治会、民生委員・児童委員の皆様方等からご推薦をお願いしたところ、40名の方々に継続をご承諾いただき、また、15名の方々に新たに委員としてご就任いただけることになりました。退任される皆様方の中には、15年もの長い間、委員活動を続けていただいた方も見え、心から感謝とお礼を申し上げるとともに、今後も地域福祉の向上に温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、新たに委員に就任、再任される方には、市民生活のさまざまな相談や市役所等関係機関とのパイプ役として、本市の福祉行政にご協力いただきますようお願い申し上げます。

次に、国民健康保険事業についてであります。

去る10月27日に尾鷲市国民健康保険運営協議会から尾鷲市国民健康保険税率の改定について答申をいただきました。答申のポイントは次のような内容でありました。被保険者の負担の増加となる保険税率の改定は極力控えるべきとの観点から、実質的な保険税率の改定は、昭和60年度から25年間実施せず、財源不足は財政調整基金を取り崩して運営を行ってきた現状であること。国民健康保険財政は、高齢化の進展や医療の高度化等により医療費が増加する一方、長引く景気の低迷等による保険税収の落ち込みにより、平成22年度当初予算編成後には基金残高が約1,000万円に減少していること。このような状況を踏まえ、平成23年度から平成27年度までの5カ年間の尾鷲市国民健康保険事業健全化方針を策定し、平成23年度から保険税率を1世帯当たり平均15.75%の引き上げはやむを得ないとの内容の勧告でありました。

加藤会長を始め、運営協議会の委員の皆様には、保険税率の改定につきまして、慎重にご審議いただき、深く感謝を申し上げます。

本市といたしましては、答申内容を慎重に検討した結果、その答申を尊重し、本定例会に尾鷲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提出させていただきました。今後も被保険者の皆様が安心して医療を受けていただくため、国民健

康保険税の収納率の向上や国民健康保険の重要性のPRの徹底を行い、国民健康保険事業の健全で安定した事業運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、環境施策についてであります。

清掃工場の1号炉バクフィルター補修及びろ布交換工事、また、施設点検において確認された1号炉の耐火物の脱落、焼損に伴う補修工事につきましては、10月末に契約を終え、年内の完成を目途に工事を進めております。工事期間中は2号炉だけの稼働となることから、焼却時間を延長して稼働しておりますが、施設の維持管理上では、極力1炉での稼働時間を短くする必要があります。仮に、この期間中にごみ量が増加した場合は、焼却施設に過剰な負荷がかかり、故障等が発生する可能性が高くなることから、市民の皆様には工事の期間中に限らず、今後とも家庭から排出されるごみ量の削減にご協力いただきますようお願いいたします。

次に、本市が直営で行っている資源化物の収集運搬業務につきましては、行政改革を推進する中で、経費の削減を目的として、計画的に民間に委託することとしており、退職者不補充により定員の適正化を図ってまいりました。資源化物の収集運搬業務につきましては、資源リサイクル係の職員4名とシルバー人材センターの派遣職員9名で対応しておりますが、平成23年度には職員が2名体制となることから、本業務を民間委託することにいたします。今後も従来どおり市民サービスの維持・向上を図り、あわせて行政経費の削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、防災対策についてであります。

昭和19年12月7日、本市に死者65人、流出家屋818棟という未曾有の被害をもたらした東南海地震から66年を迎えようとしております。東海地震、東南海・南海地震の発生が予想される中、特に本市に多大な影響をもたらすおそれのある東南海地震の今後30年以内に発生する確率は60%から70%と言われております。今後、住宅の耐震化や津波からの避難行動など、減災へ向け、より一層住民の皆様と一緒に取り組んでいくことが重要であると考えております。

一方、地震・津波対策はもとより、台風の常襲地帯であることから、その対策や近年の局地的豪雨に対する対策も喫緊の課題となっております。このような中、本年度、古江地区を対象に住民主導型避難態勢確立事業を進めており、既に4回のタウンミーティングを実施し、災害の規模を考慮に入れた古江地区独自の避難

行動などのルールやハザードマップづくりなど、地元住民主導の災害対策を構築いたします。この検討会では、地元住民の方々を始め、福祉施設など各関係機関がそれぞれの立場から熱心なご意見をいただいております。今後、この取り組みを他の地域にも広げていきたいと考えております。

また、本市では、平成19年度と平成20年度において、土砂災害情報相互通報システム整備事業として、災害情報の携帯電話へのメール配信、フリーダイヤル、110番通報システムや防災行政無線アンサーバックシステムなどを整備しておりますが、これらの総合通報システムを補完していくために、本年度、三重県の受託事業として、既存通信インフラに依存しない自己完結型の通信インフラを構築していきます。これは、地域の防災拠点、避難所、消防団詰り所に、停電時でも稼働可能な情報表示機能付きのIP電話端末を設置するもので、これにより、土砂災害情報を目視及び音声にて伝達、あわせて住民の方からの土砂災害情報の提供により、正確な情報を収集できるようになります。また、新たに土砂災害危険箇所ネットワークカメラを設置し、リアルタイム映像による監視や、災害時には映像による情報収集により、早期の支援・救援態勢の確立が可能となることから、さらなる減災に向けた取り組みになるものと考えております。

次に、水道事業についてであります。

去る10月18日に尾鷲市水道料金等審議会から水道料金の改定について答申をいただきました。答申のポイントは次のような内容でありました。水道事業の現状は、過疎・高齢化による使用水量の減少が続く中、人員削減や経常経費の低減等に努めているものの、近年における大口需要企業の使用量の減少は、これらの経営努力をはるかに上回るものであること。加えて、県内各市、近隣市町の状況を踏まえた結果、平成23年4月検針の3月使用分からの水道料金について、平均29.65%の引き上げはやむを得ないとする内容の勧告でありました。

短い期間に集中的に議論していただきました高田会長を始め、審議会の委員の皆様には深く感謝を申し上げます。

本市といたしましては、答申内容を慎重に検討した結果、その答申を尊重し、本定例会に尾鷲市水道事業給水条例の一部を改正する条例を提出させていただきました。今後も安全で良質な水の安定供給に努めるとともに、水道事業経営を中長期的に分析し、安定経営に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、今回提案しております議案第64号「平成22年度尾鷲市一般会

計補正予算（第6号）の議決について」から議案第71号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」までの8議案についてご説明いたします。

それでは、お手元に配付の一般会計補正予算（第6号）主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で9,533万7,000円の増額、国民健康保険事業会計で6,904万8,000円の減額、後期高齢者医療事業会計で330万2,000円、病院事業会計で2,410万円の増額、水道事業会計で3万9,000円を減額するものであります。

これにより各会計を含めた予算総額を188億3,384万5,000円とするものであります。

まず、一般会計からご説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

13款、国庫支出金は658万8,000円の増額であります。これは、障害者自立支援給付費等国庫負担金772万4,000円などの増額と地域活力基盤創造交付金322万円の減額などによるものであります。

14款、県支出金は2,379万1,000円の増額であります。これは、子宮頸がん等予防接種助成事業特例交付金810万5,000円の追加と、電源立地地域対策交付金（水力枠）850万円の追加が主なものであります。この電源立地地域対策交付金につきましては、第5号補正予算に計上した清掃工場1号炉耐火物補修工事費に充当いたします。

16款、寄附金は7万4,000円の減額であります。これは、ふるさと納税寄附金として2名の方から15万円、一般寄附金として2名の方から101万6,000円のご寄附をいただいたものと、当初4名予定しておりました外国人漁業技術研修事業が2名となったことによる事業主などからの寄附金124万円の減額を相殺したものであります。

17款、繰入金は1,533万3,000円の増額であります。これは、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

19款、諸収入は4,876万6,000円の増額であります。これは、土砂災害情報相互通報システム整備事業受託事業収入3,662万3,000円の追加と、尾鷲市水産振興協議会が水産庁から事業採択を受けて実施する水産物安定供給対策推進事業に対して行う貸付金を、国の補助金受け入れ後、返済していただく元

金収入 6 3 4 万 8 , 0 0 0 円の追加、並びに紀北広域連合前年度精算金 7 2 2 万 1 , 0 0 0 円の追加が主なものであります。

2 0 款、市債は 9 0 万円の増額であります。これは、急傾斜地崩壊対策事業の事業量の増加に伴い 9 0 万円を増額するものであります。

次に、歳出であります。

3 ページをごらんください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりです。このうち主なものについて次のページで説明いたします。

4 ページをごらんください。

まず、各款共通事項の人件費でございますが、特別職は、私と副市長の期末手当 3 6 万 5 , 0 0 0 円の減額と、議員皆様方の期末手当 9 4 万 8 , 0 0 0 円の減額、一般職では、給料で人事異動等による 1 , 0 6 7 万 6 , 0 0 0 円の減額、職員手当等で制度改正に伴う期末・勤勉手当 1 , 3 3 4 万 9 , 0 0 0 円の減額であります。共済費につきましては、負担率の改定により 9 2 1 万 8 , 0 0 0 円の増額であります。

次に、総務費ですが、一般管理費の総務一般管理経費では、謝罪広告等請求事件の判決に伴い、弁護士費用 4 万 6 , 0 0 0 円、賠償金 3 3 万 5 , 0 0 0 円を追加するものであります。

庁舎管理経費は、市庁舎フェンス修繕など 7 2 万 5 , 0 0 0 円、育児休業等の補充として臨時職員賃金等 6 3 4 万 6 , 0 0 0 円の増額であります。

財産管理費は、基金積立金としてご寄附いただいた寄附金を財政調整基金に 1 1 0 万円、地域福祉基金に 5 万円をそれぞれ積み立てるものであります。

防災費は、情報収集及び発信経費で、3 , 6 6 2 万 3 , 0 0 0 円の増額であります。これは、県からの受託事業として実施する土砂災害情報相互通報システム整備工事費の追加であります。このシステムは、防災センターを中心に無線 LAN 機器を使用したネットワークを構築し、そのネットワーク上に IP 電話端末を防災拠点、避難場所等に配備し、相互通信を確保するとともに、土砂災害危険箇所ネットワークカメラを設置し、危険箇所の監視や災害箇所の状況確認を的確に行えるよう整備するものであります。

諸費は、総務管理費負担金で、テレビ番組制作協力金 1 0 5 万円の追加であります。これは、テレビ局が実施主体の旅をテーマとした番組に協力金を支払い、広く本市の PR をお願いするものであります。番組では、市内の観光スポットな

どをタレントが訪問し、体験や紹介をしていく内容であり、高速道路の延伸及び平成25年の伊勢神宮遷宮に伴う尾鷲地域への観光ルートへの一つとしてPRをしていきたいと考えております。

民生費では、社会福祉総務費の社会福祉一般総務費で、福祉保健センター空調設備修繕料210万円の増額が主なものであります。

5ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計繰出金では、財政安定化支援事業など1,215万4,000円を繰り出すものであります。

自立支援給付事業は、介護給付・訓練給付費で居宅介護事業費ほか記載の事業などについて利用者の増加並びに利用区分の変更による1,544万9,000円の増額であります。

老人福祉費では、老人福祉施設援護事業で、有限会社しあわせがグループホームしあわせに設置するスプリンクラー等整備事業に国庫補助金、地域介護・福祉空間整備等交付金171万円を補助するものであります。

後期高齢者医療費は、広域連合負担金など330万2,000円を後期高齢者医療事業特別会計に繰り出すものであります。

衛生費では、予防費の予防接種事業で、子宮頸がんワクチン等予防接種委託料1,636万円の追加であります。これは、子宮頸がん予防ワクチン、インフルエンザ菌b型ワクチン、小児用肺炎球菌のワクチン接種を新たに実施するものであります。

塵芥処理施設費は、資源ごみ処理費で廃家電等処理委託料148万2,000円の増額、し尿処理費は、クリーンセンター運転管理費で施設運転保守管理包括業務委託のモニタリング等業務委託料180万9,000円の減額であります。

農林水産業費では、農業振興費の中山間地域直接支払事業で、天満地区の農家等に補助金を交付するものであります。

林業振興費は、美しい森林づくり基盤整備事業の森林環境創造事業分400万円の減額及び高齢林整備間伐促進事業分263万4,000円の減額は、国において事業の見直しが行われたことによるものであります。

主要事項説明の5ページの高齢林整備間伐促進事業補助263万4,000円は、三角の263万4,000円でありますので、訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

6ページをごらんください。

水産振興費の水産振興補助金 1,168万9,000円の増額は、漁業経営構造改善事業費補助金 1,147万5,000円のほか、国の事業の見直しによるものであります。

水産振興貸付金は、尾鷲市水産振興協議会が水産庁から事業採択を受けて実施する地元産の木材を活用した増殖礁の実証事業に対し、国の補助金が事業実施後でなければ歳入されないことから、水産物安定供給対策推進事業貸付金として貸し付けを行うものであります。

商工費では、商工振興費の商工振興事業で、尾鷲よいとこスタンプ事業補助金として120万円の増額であります。これは、本年11月1日から実施しておりますスタンプ事業に、県補助金のがんばる商店街集客促進事業費補助金120万円を交付するものであります。

土木費では、道路新設改良費の市道改良事業で432万1,000円の減額は、野地町地内基盤整備事業工事費の入札等による事業費の確定によるものであります。

砂防費は、倉ノ谷地内の急傾斜地崩壊対策事業の事業費が1,000万円増加したことにより、その1割分の地元負担金100万円の増額であります。

消防費では、三重紀北消防組合負担金228万6,000円の減額は、人件費等の減少などによるものであります。

教育費では、事務局費の教育一般事務局費で、261万7,000円の増額であります。これは、社会保険料及び雇用保険料117万1,000円と、来年度から三木里小学校及び三木小学校で学校給食を実施することから、給食運搬車両等の購入費98万2,000円の追加が主なものであります。

学校耐震整備事業は、尾鷲小学校危険校舍改築に係る建築確認申請手数料70万6,000円の追加であります。

小学校学校管理費159万3,000円の増額は、給食実施に必要な消耗品費90万9,000円と備品購入費68万4,000円の追加であります。

公民館費は、公民館管理経費で、消防設備等修繕料として147万6,000円の増額であります。

運動場管理費35万5,000円の増額は、市立運動場の整備に伴い、少年用サッカーゴールを購入するものであります。

7ページをごらんください。

続きまして、債務負担行為補正についてご説明いたします。

まず、資源ごみ収集運搬業務委託料についてであります。現在、可燃ごみにつきましては収集業務を委託しており、資源ごみにつきましても、来年度より新たに収集業務を委託するため、その期間を平成23年度から平成24年度まで、限度額を1億2,690万2,000円とするものであります。

尾鷲市民文化会館指定管理料につきましては、今年度で指定管理の期間が終了することから、新たにその期間を平成23年度から平成25年度まで、限度額を1億4,713万4,000円とするものであります。

ふれあいバス八鬼山線及びハラソ線運行業務委託料並びに尾鷲市コミュニティバス指定管理料につきましては、今回、その期間を平成23年度、限度額をそれぞれ2,999万1,000円、1,150万円とするものであります。

三重県自治体共同積算システム利用料につきましては、平成23年度より新たに三重県が運用を開始する土木関係の共同積算システムを利用することから、その期間を平成23年度から平成27年度まで、限度額を105万3,000円とするものであります。

総合住民情報システム市税等納税通知書作成業務委託料につきましては、今回、その期間を平成23年度、限度額を320万3,000円とするものであります。

次に、クリーンセンター施設運転保守管理包括業務委託のモニタリング等業務委託料につきましては、入札により額が確定したことにより、限度額を1,050万円から640万5,000円に変更するものであります。

続きまして特別会計についてご説明いたします。

8ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計は、6,904万8,000円を減額し、歳入歳出総額を27億5,492万9,000円とするものであります。

歳入では、平成20年度分の額の確定による前期高齢者交付金2億2,702万5,000円の減額と、本年度、国保財政安定化支援事業等の一般会計からの繰入金1,215万4,000円の増額、市債は、県から保険財政自立支援事業貸付金として1億4,400万円を借り入れるものであります。この貸付金は無利子で、償還期間は、1年据え置き後、5年間で償還するものであります。

歳出では、総務費621万4,000円の増額、保険給付費3,901万3,000円、後期高齢者納付金等3,379万円の減額が主なものであります。

9ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計は、330万2,000円を追加し、歳入歳出総

額を5億2,019万8,000円とするものであります。

歳入で、繰入金330万2,000円を増額し、歳出で、総務費5万1,000円、広域連合負担金325万1,000円を増額するものであります。

続きまして、企業会計についてご説明いたします。

10ページをごらんください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出では、収入で、医業外収益375万円の増額、支出で、医業費用51万9,000円を増額するものであります。

資本的収入及び支出では、眼科医が常勤となることから、収入で、医療機器の購入に充当する企業債2,035万円の増額、支出で、医療機器の購入費として建設改良費に2,035万円を増額するものであります。

次に、債務負担行為補正につきましては、今回、三重大学医学部長と三重大学医学部附属病院長に本病院の顧問に就任していただくことになり、その顧問指導料として、その期間を平成23年度、限度額を120万円とするものであります。

次に11ページをごらんください。

水道事業会計であります。

収益的収入及び支出では、支出だけの予算計上であります。

営業費用で124万4,000円の増額、営業外費用で5万1,000円の減額であります。資本的収入及び支出につきましても、支出だけの予算計上で、企業債償還金123万2,000円の減額であります。

次に、債務負担行為補正につきましては、料金システム貸借料と水道窓口及び検針収納業務委託料は入札により額が確定しましたので、それぞれ限度額を630万円から568万2,000円に、9,576万円から8,133万円に変更するものであります。

次に、条例案についてご説明をいたします。

議案第69号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」につきましては、去る10月27日に尾鷲市国民健康保険運営協議会の答申を受け、慎重に検討した結果、平成23年度から保険税率を1世帯当たり平均15.75%引き上げる一部改正であります。

次に、議案第70号「尾鷲市漁港管理条例の一部改正について」につきましては、第13条に規定する市管理漁港施設の占用料に古江資材保管施設を追加する一部改正であります。

次に、議案第71号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」につきま
しては、第23条に規定する料金を平均で29.65%引き上げる一部改正であ
ります。

以上をもちまして、「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)」など8
議案の説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(南靖久議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

先ほど出席議員報告の中で、5番、三林輝匡議員を所用のため欠席と報告いた
しましたが、先ほど出席されたので、後刻出席に訂正をさせていただきます。

それでは、次に、日程第11、議案第72号「市長及び副市長の給与等に関す
る条例の一部改正について」から日程第14、議案第75号「尾鷲市議会議員の
議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」までの計4議案を一括
議題といたします。

ただいま議題となりました4議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を
求めます。

市長。

〔市長(岩田昭人君)登壇〕

市長(岩田昭人君) それでは、条例案についてご説明をいたします。

議案第72号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」と
議案第73号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」に
つきましては、平成22年人事院勧告に伴い、市長等の期末手当の支給割合は、
これまで一般職の給与改正に準じていることから、期末手当の年間支給月数
を4.15カ月から3.95カ月に改正するものであります。

議案第74号「職員の給与に関する条例等の一部改正について」につきま
しては、平成22年人事院勧告に伴い、給料表の改定、期末・勤勉手当の引き下げ改
正及び55歳を超える職員の給料月額削減措置の改正を主とした改正を行うも
のであります。

議案第75号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について」につきましては、平成22年人事院勧告に伴う情勢適用の原則か
ら、期末手当の年間支給月数を3.3カ月から3.15カ月に改正するものであり
ます。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議題となっております4議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号の4議案につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ご異議なしと認めます。よって、議題となっております4議案は、所管の常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第15、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

事務局長をして諮問の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（南靖久議員） ただいま議題となりました諮問につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきましては、欠員となっていました委員に世古博久氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議題の諮問に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) ご異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております諮問は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより採決を行います。

日程第15、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(南靖久議員) 起立全員であります。

よって、諮問第3号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第16、報告第14号「須賀利巡航船有限会社の平成22年度決算及び平成23年度事業計画等について」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長(岩田昭人君)登壇〕

市長(岩田昭人君) それでは、報告第14号「須賀利巡航船有限会社の平成22年度決算及び平成23年度事業計画等について」につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、副市長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長(南靖久議員) 副市長。

〔副市長(横田浩一君)登壇〕

副市長(横田浩一君) それでは、報告第14号「須賀利巡航船有限会社の平成22年度決算及び平成23年度事業計画等について」ご説明いたします。

須賀利地区住民の公共交通機関の確保を図るため、本市は同社に対して資本金の3分の2を出資しておりますので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、同社の経営状況を報告するものであります。

まず、平成22年度の決算についてご報告いたします。

お手元の第20期決算報告書1ページをごらんください。

貸借対照表であります。

資産の部の流動資産は113万7,144円となっており、その内訳は、現金、預金及び前払費用であります。固定資産は6万9,736円で、その内訳は、船舶5万9,341円、備品1万395円であります。その結果、資産の部の合計は120万6,880円となります。

続きまして、負債の部につきましては、流動負債が528万8,505円で、その内訳は、短期借入金、未払金、未払法人税等及び預り金となっており、負債の部合計と同額であります。

純資産の部につきましては、資本金が300万円、繰越利益剰余金がマイナス708万1,625円となり、株主資本がマイナス408万1,625円となりました。純資産の部合計も同額となっております。

その結果、負債・純資産の部合計は120万6,880円となり、資産の部合計と一致しております。

次に、2ページの損益計算書をごらんください。

営業収益の売上高は、旅客運賃収入、小荷物運賃収入を合わせて234万8,400円、営業費用の販売費及び一般管理費は1,012万9,692円となっており、内訳は、3ページの販売費及び一般管理費のとおりであります。

営業利益は、マイナス778万1,292円であります。営業外収益は、受取利息から雑収入まで合わせて866万1,379円となり、営業外費用の支払利息は2万8,089円で、経常利益が85万1,998円となりました。法人税及び住民税等差し引き後の当期純利益は78万1,998円となります。

次に、4ページの株主資本等変動計算書は、前期末残高の純資産合計と当期変動額合計と合わせますと、純資産合計の当期末残高はマイナス408万1,625円であります。

以上が、平成22年度の決算報告であります。5ページには監査報告を添付しております。

続きまして、平成23年度事業計画及び予算についてご報告いたします。

お手元の第21期事業計画及び予算の1ページ、平成23年度事業計画をごらんください。

運航回数でございますが、定期航路の通常便として尾鷲発、須賀利発ともに1,248便を予定しております。また、臨時便は、尾鷲発14便、須賀利発13便を予定しております。不定期航路につきましては3便を予定しており、定期航路、不定期航路を合わせた運航数の合計は2,526便を予定しております。

す。

その他といたしまして、今期も引き続き、須賀利巡航船の利用促進を図っていくほか、須賀利巡航船の安全運航を維持するため、クラッチの維持補修を実施することとしております。

次に、2ページの平成23年度収支予算をごらんください。

収入の部につきましては、旅客運賃収入として、尾鷲港周遊の不定期航路の運賃も見込みましたが、定期航路の運賃収入の増加が見込めないことから、昨年度より減額の195万5,000円が計上されております。また、小荷物運賃収入につきましても、昨年の実績から見込み額を、雑収入につきましては預金利息等が計上されており、県補助金につきましては、前年度決算損失額のうち、補助対象額の2分の1の389万4,942円を、市補助金につきましては389万円の補助額が計上されております。区負担金は、法人市県民税同等額が計上されております。

次に、支出の部につきましては、給与手当は、臨時船員2名の貸金と船長手当を見込み、505万6,800円が計上されています。社会保険料等の法定福利費が105万円、修繕費につきましては、船体、クラッチ等の修繕として70万円が計上されております。保険料は45万円、燃料費284万6,250円のほか、いずれも本航路の運航に必要な経費が計上されており、支出の部合計は1,084万2,163円となり、これを収入の部の合計992万7,884円から差し引きますとマイナス91万4,279円となります。

以上をもちまして、報告第14号「須賀利巡航船有限会社の平成22年度決算及び平成23年度事業計画等について」のご説明とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。報告案件であることにご留意の上、ご発言をお願いいたします。

ただいまのところ質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 詳細な説明を聞く機会というのはあまりございませんので、この際ですので3点ばかりお聞かせ願いたいと思います。

まず、決算と、それから事業計画をあわせてお伺いさせていただきますので、事業計画の中には、昨年に引き続きまして、利用促進という中で、須賀利町がにほんの里100選に選定され、須賀利の漁村風景など、観光資源という形で県、

市の助力を得つつ、海の熊野古道として利用促進ということで、ツーデーウォークなども2年連続コースとして使われて、人気のコースになりつつあるようですが、そういったことにもかかわらず、2ページの旅客運賃収入において、金額では今先ほど説明がございましたが、人数として大幅に、ここ数年に比べますと1,000人の減になっておりますので、その辺をもう少し算出した折に利用状況も含めてご説明していただきたいのと、それから、23年度の収支予算を見ますと、一番最後に差し引きが91万4,279円の当年度純損失の形の予算になっております。企業ですので決算を重視すればいいのかなというところもございますが、燃料費の部分につきまして、ここ2年の決算とも230万円台で、予算が280万円、一時期燃料代等の値段の安定性がなかったことがありますが、ここで約50万円前後の2年連続差額が出ておりますので、この辺をもう少しシビアに換算すれば、この純損益、当初からもうちょっとできなかったかなというところと、それからもう一点は、クラッチ修繕が昨年も今年もという形になって、20年6月にエンジンのオーバーホールに続きということで、クラッチの維持費が昨年も修繕の中に見込まれておりますし、この決算の中にあるんだと思うんですけど、続きましてもありますけど、このクラッチの状況というんですか、毎年こうしていかないといけないものなのか、現状としては大幅な修繕が要るぐらい傷んでおるのかどうかということを含めて、この辺の3点ばかりご説明をお願いします。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） ご質問いただきました3点について報告させていただきます。

まず、1点目の利用者の数でございますけども、昨年度、平成22年度の収支予算のときの総計としまして、4,580名の利用者の予定でございました。これに対しまして、平成23年度の予定としましては、計3,500名となっております。その内訳としましては、大人、高校、子供とありますけども、大人のところで大幅に約1,000人、昨年が4,300人、今年が3,250名と大きく下がっております。先ほど議員の方からもご指摘いただきましたように、にほんの里100選ですとか利用促進の方を図っていく予定でございますけども、実績としましては、これまで平成20年度の実績のときに、大人で4,218名ございました。それが21年度、大人で4,612名、これは若干ふえておりますけども、今度は平成22年度の実績としまして3,704名となっております。ということで、21年度から22年度にかけて約2割ほど下がっておるというよう

な関係もございます。こういった中で、平成23年度を見込むに当たって、歳入の部分もございますので、手がたく見積もる必要もございます。そういったことで3,250ということで、実績に対して約1割ほど下げたということでございます。

それから、次に燃料費でございますが、ご指摘のありましたように、予定収益額が赤になっておりますけど、それを燃料費の方で調整ということも技術上可能かとは思われますが、運航回数につきましては、利用される方の人数は減っておりますけど運航回数については減っておりませんので、そのための燃費としては、ほぼ同様のものが必要であるということで、平成22年度の予算のときに281万5,000円を計上させていただきましたが、今回計算して、23年度の燃料としましては284万6,250円と、ほぼ同額を上げさせていただいております。

それから、修繕費でございますけども、この船は非常に老朽化も進んでおりまして、前後しますので大きくクラッチの部分の損傷が激しいという点がございます。ほかエンジンも相当傷んでおりますので、そういった機関部の修繕を重ねていって安全運航を図りたいと。特にここが壊れますと運航が休止してしまうという結果にもなりかねませんので、機関部として修繕は定期的に重ねていきたいと思っております。

議長（南靖久議員） 8番。

8番（三鬼和昭議員） 数字的なことは理解できましたので、あと1点、人口が減少しておるといって顕著な部分もあると思うんですけど、やっぱり地元の方の利用者数というのはかなり減っておられるのかどうか、部分的にはバスの運行なんかもできないかという一部要望が出ておる中で、地区懇でもそういった話も出ておったようですが、巡航船の地元の方の利用というのは、現状としてどのようなことなのか、この1点だけお願いいたします。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） 残念ながら地元の方の利用者は相当減っておるのが実情でございます。一方、それをカバーするということで、先ほど利用促進、にほんの里100選ですとかいうことのPRをしながら、臨時便なり不定期航路を出したいということでカバーしていきたいと思っておりますけども、そもそもの人口減もございますので、地元の方の利用者というのは残念ながら減っておる状況ではございます。

議長（南靖久議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては報告案件でございますので、これをもって終結をいたします。

ここで暫時休憩し、先ほど委員会付託となりました議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号の4議案を審査していただくため、第2・第3委員会室において総務産業常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願いたします。なお、委員会終了後、本会議を再開いたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

〔休憩 午前11時15分〕

〔再開 午前11時48分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第17、議案第72号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」から日程第20、議案第75号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」までの計4議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました4議案につきましては、休憩中に所管の常任委員会を開催してご審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会、真井紀夫委員長。

〔16番（真井紀夫議員）登壇〕

16番（真井紀夫議員） 総務産業委員会に付託になりました議案第72号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第73号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第74号「職員の給与に関する条例等の一部改正について」、議案第75号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」の4議案について、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本日、午前11時過ぎより、市長、副市長、総務課長等の出席を求め、詳細なる説明聴取を行い慎重に審査いたしました結果、付託されました4議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第17、議案第72号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（南靖久議員） 挙手全員であります。

よって、議案第72号は可決されました。

次に、日程第18、議案第73号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（南靖久議員） 挙手全員であります。

よって、議案第73号は可決されました。

次に、日程第19、議案第74号「職員の給与に関する条例等の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（南靖久議員） 挙手全員であります。

よって、議案第74号は可決されました。

次に、日程第20、議案第75号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、議案第75号は可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、あす11月30日から12月5日までを休会とし、6日月曜日より午前10時から本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午前11時53分]